## 特集

## 65歳まで希望者全員雇用時代における 高年齢者の人事管理と労働組合の役割

大木 **栄一** ●玉川大学 経営学部・教授

### 1. はじめに—労使で整備する 高齢社員の人事管理

わが国では、高齢化が進展するなかで、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高年齢者雇用安定法)が改正され、平成18年4月からは、継続雇用制度の導入等の高年齢者雇用確保措置の導入が義務づけられた。さらに、平成25年4月からは希望者全員の65歳まで雇用を確保することが企業に義務づけられた。

そうなると60歳以降の社員、とくに、60歳代前 半層(「高齢社員」)が増えることになるので、企 業にとっては、高齢社員に対して、どのような人 事管理を行うかが重要な経営課題になってきてい る。その場合、高齢社員の働き方のニーズは「60 歳未満の正社員」(「現役正社員」)と比べて異な るため、高齢社員を対象とした人事管理(「高齢 社員の人事管理」)の仕組みを構築する際には現 役正社員向けの人事管理との連続性を図ることが 必要になってくる。それは、日本企業の人事管理が60歳定年制を前提に形成されてきたため、企業にとって、60歳以降も引き続き雇用する高齢社員と現役正社員との人事管理上のバランスをいかにとり、それに合わせて高齢社員の人事管理をどのように整備するかが大きな課題の一つである。そのため、高齢社員の人事管理を整備するにあたっては、高齢社員だけに目を向けるのではなく、会社全体の人事管理をどうするかという視点を持つことが大切である。つまり、労使が協力して、高齢社員の人事管理を整備することが重要である。

こうしたことを踏まえて、ここでは、著者が参加した高齢・障害者雇用支援機構(現:高齢・障害・求職者雇用支援機構)(2010)『人事制度と雇用慣行の現状と変化に関する調査研究(第一次報告書)-60歳代前半層の人事管理の現状と課題』「のアンケート調査と事例調査の結果を利用して、高齢社員の人事管理の特質と課題を紹介する。さらに、それを踏まえて、これからの労働組合の役割を整理する。

<sup>1.</sup> この調査は、帝国データバンクの企業データから抽出された農林水産業、公務及び宗教を除外した15,000社(従業員数の多い企業から順に抽出)を対象に2010年1月に実施されたアンケート調査であり、有効回答数2,733社(回収率18.2%)である。他方、事例調査は11社を対象に行われ、調査対象企業11社の「高年齢者雇用確保措置」は9社が再雇用制度を、2社が定年延長制度を導入している。

## 2. 高齢社員の雇用管理(配置管 理と労働時間管理)の特質と 課題

高齢社員の人事管理を設計するうえで最も重要 な点は、高齢社員を「どのような仕事に配置し て」(「配置の管理」)、「どのような就業形態のも とで」(「労働時間の管理」) 活用するのか、また、 働きぶりに対応して高齢社員に対して「どのよう な報酬を与えるのか」(「賃金等の報酬管理」)の 三つである。

高齢・障害者雇用支援機構(2010)によれば、 「どのような仕事に配置して」の配置の管理の面 では、非正社員(再雇用)型企業2、正社員(定 年延長等)型企業3に関わらず、役職者を除き現 職継続が原則である。さらに「どのような就業形 態のもとで」の労働時間管理の面では、正社員 (定年延長等)型企業では、現役正社員継続型が、 非正社員(再雇用)型企業では、所定内労働時間 では現役正社員継続型が、残業手当が伴う所定外 労働時間では現役正社員非継続型がとられている (表 1 を参照)。

表1 現役正社員と高齢社員の「役職」・「仕事内容」・「所定内労働時間」・「所定外労働時間」の継続性

(単位:%)

		件数	ほ ぼ 全 員	8 割 程 度	半数程度	2 割 程 度	1 割 程 度	少数	1人もいない	無 回 答
役職の継続性	正社員 (定年延長等) 型企業	174	26. 4	3. 4	6.3	14. 9	4.0	24. 7	13.8	6. 3
1文4戦 リノ州公形に1生	非正社員 (再雇用) 型企業	2559	8.2	3.6	6. 2	6.6	5.0	29. 1	40. 1	1. 2
仕事内容の継続性	正社員 (定年延長等) 型企業	174	71. 3	9.8	5. 2	1.7	0.0	2. 9	4.6	4. 6
11. 事的各の極於性	非正社員 (再雇用) 型企業	2559	56.3	17.8	8.9	1.5	1.2	8. 1	5. 2	1.0
所定内労働時間の	正社員 (定年延長等) 型企業	174	83. 9	5. 7	1.7	0.6	0.0	1. 1	2. 3	4. 6
継続性	非正社員 (再雇用) 型企業	2559	65.8	13. 4	6.4	1.5	0.8	4. 1	7.0	1. 0
所定外労働時間の	正社員 (定年延長等) 型企業	174	72.4	2.9	4.0	1. 1	1.7	5. 7	6. 9	5. 2
継続性	非正社員 (再雇用) 型企業	2559	28. 2	7.0	10. 1	4.3	3.4	25. 1	20.8	1. 2
(注)「処職」の外	/体料については 古松牡目	ュかみょい	TO COLL	ご日だする	「小儿で小	こりを出り、	アルマコ	エカナント	フ. の虫(人)	「仏事

<sup>(</sup>注)「役職」の継続性については、高齢社員のなかで、60歳過ぎても「役職」に就いている者のおよその割合。「仕事 内容」の継続性については、高齢社員のなかで、60歳過ぎても「仕事内容」が継続している者のおよその割合。 高齢社員のなかで、所定労働時間・所定外労働時間が現役正社員と同じ者のおよその割合。

このように労働給付に関わる配置管理と労働時 間管理では現役正社員と同じ、あるいはそれに近 い雇用管理がとられている。さらに、そのなかに あって全体的にみると、正社員(定年延長等)型 企業は現役正社員制度に近く(「統合型の人事管

(資料出所) 高齢・障害者雇用支援機構 (2010)

理」)、非正社員(再雇用)型企業は現役正社員制 度から遠い(「分離型の人事管理」)存在にある。

労働調査 2014.4 5

<sup>2.</sup> アンケート調査で、60歳代前半層を雇用するための仕組みが「再雇用」あるいは「勤務延長」で、かつ、自社内で 直接雇用している「60歳代前半層」のなかの主な雇用形態が「非正社員」であると回答した企業。

<sup>3.</sup> アンケート調査で、60歳代前半層を雇用するための仕組みが「定年廃止(定年なし)」「定年延長(61歳上の定 年)」あるいは「勤務延長」で、かつ、自社内で直接雇用している「60歳代前半層」のなかの主な雇用形態が「正社 員」であると回答した企業。

# 3. 高齢社員の報酬管理の 特質と課題

報酬管理の基盤となっている「社員区分制度」 及び「社員格付け制」についてみると、第一に、 非正社員(再雇用)型企業、正社員(定年延長 等)型企業に関わらず、高齢社員を複数にグルー プ分けして管理する(社員区分制度を導入してい る)企業は少なく、とくに、非正社員(再雇用) 型企業では、グループ分けを行っている企業であ っても現役正社員制度とは異なる基準でグループ 分けを行っている。

同様に、社員格付け制度を整備して、「仕事」 や「能力」等に対応して高齢社員を複数のランク に格付けるという企業は非正社員(再雇用)型企 業、正社員(定年延長等)型企業に関わらず、多 くない。社員格付け制度を導入している企業であ っても、導入されている社員格付け制度は、現役 正社員制度に主に導入されている「能力」(「職務 遂行能力」)ではなく、「仕事」に対応して高齢社 員を複数のランクに格付ける仕組みであり、現役 正社員に適用されている社員格付け制度の設計思 想(外部労働市場の動向よりも現役正社員の能力 開発を意識した等級やランクが上がることを基準 に制度が設計されていること)とは異なる思想で 高齢社員の格付け制度が設計されている。

さらに、報酬管理のなかでも最も重要である基本給についてみると、第一に、社員格付け制度が導入されていないことからも明らかなように、非正社員(再雇用)型企業、正社員(定年延長等)型企業に関わらず、報酬の基本を形成する基本給のなかに「昇給なし」の仕組みが組み込まれ、とくに、非正社員(再雇用)型企業で顕著に見られる(正社員(定年延長等)型企業では「昇給が高齢社員全員にある」が43.7%、「一部にある」が

13.2%、「全員にない」が42.5%である。他方、 非正社員(再雇用)型企業では、「昇給が全員に ある」が9.8%、「一部にある」が13.1%、「全員 にない」が76.6%である)。と同時に、社員格付 け制度が導入されている企業であっても、「仕事 の難易度」や「期待する役割」に応じて基本給が 決められており、「仕事の難易度」や「期待役 割」が変わらなければ、基本給が変わらない仕組 みになっている。

第二に、非正社員(再雇用)型企業、正社員 (定年延長等)型企業に関わらず、60歳以降の最初の初任格付け(初任基本給の決め方)は、「定年(60歳)時の役職・資格」から外し、60歳以降に担当する仕事内容や期待役割に対応した格付けに再格付けしている。また、社員格付け制度がない企業であっても現役正社員の格付け制度を利用することはないので、同じように、「定年(60歳)時の役職・資格」から外している。

第三に、正社員(定年延長等)型企業と非正社員(再雇用)型企業の違いが最も顕著に現れているのが、「昇格(昇進)なし」の賃金制度及び退職金(慰労金)制度であり、その背景には、非正社員(再雇用)型企業では嘱託社員(60歳代前半の非正社員)を昇格(昇進)及び退職金(慰労金)の支給対象にしていないためである(正社員(定年延長等)型企業では「昇格(昇進)が高齢社員全員にある」が33.3%、「一部にある」が23.2%、「全員にない」が31.6%である。他方、非正社員(再雇用)型企業では、「昇給が全員にある」が3.5%、「一部にある」が11.0%、「全員にない」が84.8%である)。

以上から明らかなように、高齢社員の活用に関わる雇用管理(配置管理と労働時間管理)と、高齢社員の労働意欲の維持・向上をはかるための報酬管理の間に整合性がとれていないことが問題である。活用の面では「現職継続」を原則として現

役正社員と同様に、あるいはそれに近い形で活用 することを基本に管理の仕組みが設計されている にも関わらず、報酬管理は現役正社員とは異なる

扱いをする、あるいは、それに近い仕組みがとら れている(表2を参照)。

#### 表 2 高齢社員の人事管理の現状と特質

					非正社員(再雇用)型企業		正社員(定年延長等)型企業			
			現役正社員との関係特徴を表す調査結果		現役正社員 との関係	特徴を表す調査結果				
	導入状況		やや異なる	25.1%の企業が社員を複数のグループに分けを実施、 グループ分けしている企業の区分数は3.1区分、現役 正社員では、約4割の企業が複数のグループ分けを実 施し、グループ分けしている企業の区分数は3.6区分		25.3%の企業が社員を複数のグループに分けを実施 グループ分けしている企業の区分数は3.7区分、現役 正社員では、約4割の企業が複数のグループ分けを 施し、グループ分けしている企業の区分数は3.6区分				
社員区 分	区分の特徴			異なる	「60歳前半非正社員独自型企業」が77.4%	やや同じ	「現役正社員用適用企業」は71.1%、			
	区分の基準			_	「60歳時点の職能資格や職位」(64.8%)、「事務・技術系、技能系のようなおおまかな仕事」(38.1%)、「労働時間の長さ」(25.0%)、「60歳以降の年齢」(14.5%)、「年金や公的給付の受給状況」(10.9%)	「60歳時点の職能資格や職位」(51.2%)が主要な基準であり、次いで、「60歳以降の年齢」(32.6%)及び「事務・技術系、技能系のようなおおまかな仕事」(23.3%)				
社員格	導入状況		異なる	「導入している」企業は20.6%、導入している企業で、 設定されている等級数は平均すると4.7等級 現役正 社員ではほとんどの企業が導入し、平均8.0等級	異なる	「導入している」企業は35.6%、導入している企業で、 設定されている等級数は平均すると6.0等級 現役正 社員ではほとんどの企業が導入し、平均8.0等級				
付け制	区分の特徴		異なる	「60歳前半非正社員独自型企業」が77.2%		「現役正社員用適用企業」は88.7%、				
度	格付け基準		-	「仕事の重要度」(80.2%)、「能力」(65.1%)、「意欲」 (24.0%)、「労働時間の長さ」(8.7%)、「勤続年数」 (7.6%)	-	「仕事の重要度」(70.0%)、「能力」(50.0%)				
初任格付	けの方針	•		再格付け型	「定年直前の役職・資格を外す」中心	再格付け型	「定年直前の役職・資格を外す」中心			
	配置(働き方)管		役職	異なる	役職者は退任	異なる	役職者は退任			
	理		仕事内容	同じ	8割が仕事内容が同じ	同じ	8割が仕事内容が同じ			
	労働時間		所定労働時間	同じ	8割が所定内労働時間が同じ	同じ	8割が所定内労働時間が同じ			
就業管			所定外労働時間	異なる	8割が所定外労働時間が異なる	同じ	8割が所定外労働時間が同じ			
理	配置転換•異動		転居を伴わない他事 業所への配置転換	異なる	対象にしている企業は36.0%、事業所は1箇所が 10.9%	異なる	対象にしている企業は36.4%、事業所は1箇所が 15.5%			
			事業内での配置転換	同じ・異なる半々	対象にしている企業は54.5%	同じ・異なる半々	対象にしている企業は50.0%			
	人事評価		実施状況	同じ・異なる半々	「人事評価を実施している」企業は50.5%	やや同じ	「人事評価を実施している」企業は69.5%			
			仕組み	やや同じ	6割強の企業で現役正社員と60歳前半非正社員の 「人事評価の仕組み」は同じ	同じ	9割の企業で現役正社員と60歳前半非正社員の「人 事評価の仕組み」は同じ			
			決め方	異なる	7割弱の企業は異なる決め方をしている	同じ	7割強の企業は同じ決め方をしている			
	月例給	初任給	決め方の基準	_	「職種や仕事内容」(34.5%)、「60歳時点の基本給の 一定比率」(27.9%)、「60歳時点の職能資格や職位」 (22.2%)、「定額の基本給を一律」(11.0%)	_	「60歳時点の基本給の一定比率」が35.7%で最も多く、ついで、「職種や仕事内容」(32.1%)、「60歳時点の職能資格や職位」(23.2%)がこれに続いており、「定額の基本給を一律」(7.1%)			
			有無	異なる	昇給がある企業は22.9%	やや同じ	昇給がある企業は56.9%			
賃金等 の 報酬		昇給	決め方	同じ・異なる半々	「個人の成果」(26.0%)、「能力」(22.1%)、「仕事内容」(18.9%)、「執務態度(積極性、協調性、意欲、勤意等)」(18.3%)、「属人的要素(年齢・勤続年数等)」(9.9%)	同じ・異なる半々	「属人的要素(年齢・勤続年数等)」(31.3%)で最も多く、ついで、「能力」(19.9%)、「執務態度(積極性、協調性、意欲、勤怠等)」(15.3%)、「個人の成果」(14.7%)、「仕事内容」(13.5%)			
		昇格(昇進)の有無		異なる	昇格(昇進)がある企業は14.5%	やや同じ	昇格(昇進)がある企業は65.5%			
	賞与		有無	やや同じ	支給対象にしている企業は69.8%	同じ	支給対象にしている企業は92.5%			
			決め方	異なる	3割強の企業で現役正社員と60歳前半非正社員の 賞与・一時金の決め方」は同じ		8割弱の企業で現役正社員と60歳前半非正社員の 「賞与・一時金の決め方」は同じ			
	退職金・慰労金 有無		有無	異なる	支給対象にしている企業は14.4%	異なる	支給対象にしている企業は38.7%			
福利厚生 適用状況		適用状況	同じ	「保養所・レクリエーション施設サービス」を利用できる 企業は66.6%、施設等ないが29.4%	同じ	「保養所・レクリエーション施設サービス」を利用できる 企業は63.8%、施設等ないが33.9%				

(資料出所) 高齢・障害者雇用支援機構 (2010)

### 4. おわりに—これからの 労働組合の役割とは

以上の高齢社員の人事管理の現状と特質を踏ま え、これからの労働組合の役割を整理すると以下 のようになる。

労働組合が取り組むべき第一の役割は、高齢社員だけに目を向けて、高齢社員の人事管理を整備するのではなく、会社全体の人事管理をどうするかという視点を持って、労使が協力して、高齢社員の人事管理を整備する必要がある。そのために、労働組合は高齢社員を組合員として組織化し、高齢社員の声を聞く体制を整備する必要がある。

第二の役割は、高齢社員に対して現役正社員と 異なる人事管理を採用する場合には、企業が高齢 社員の活用方針を明確にすることと、それを高齢 社員と現役正社員に浸透させるための支援施策を 実施することを、労働組合は経営側に強く求める ことである。正社員(定年延長等)型企業に代表 されるような統合型の人事管理の場合には、高齢 社員になっても現役時代と同じように評価され処 遇される。しかし、非正社員(再雇用)型企業に 代表されるような分離型の人事管理の場合には、 定年(60歳)を契機にして現役時代とは異なる仕 組みのもとで評価され処遇されることになるので、 高齢社員には新しい人事管理に適合するために働 く意識と処遇に対する期待を転換することが求め られ、転換が十分でないと労働意欲の低下につな がる。そのため、分離型の人事管理をとる企業は 統合型の人事管理以上に、高齢社員に「なぜ人事 管理が変化するのか」を納得してもらうために人 事管理以外の支援施策を強く打ち出す必要がある。 さらに、分離型の人事管理をとる企業の労働組合 はどのような支援策を高齢社員にとる必要がある のか、支援施策によって高齢社員はどの程度処遇

の変化の「合理性」を納得して受け入れるのかを 労使で検討することが求められている。

第三の役割は、高齢社員の活用に関わる雇用管理(配置管理と労働時間管理)と、高齢社員の労働意欲の維持・向上をはかるための報酬管理の間に整合性がとれていないことである。労働組合としては、こうした課題について、経営側と協力しながら整合性を図る工夫をはかる必要がある。報酬管理は現役正社員とは異なる扱いをする分離型の(あるいは、それに近い)仕組みがとられている。そのなかでも最も重要な点は基本給制度であり、とくに、昇給制度の問題が重要である。「昇給なし」がいまの相場であるが、「昇給なし」の賃金制度をとるということは、高齢社員には能力向上や労働意欲の維持・向上を期待しないということであり、この点について、労働組合は経営側に強く改善を求める必要がある。

第四の役割は、職業生活が長期化するに伴い高 齢社員への期待役割が変化すると考えられる。そ のため、高齢社員が60歳以降の高齢期に能力を発 揮するには、中高年期(45歳以降)に高齢期に必 要な職業能力を獲得し、かつ、意識面(仕事の仕 方と姿勢)で適応できるために高齢期の働き方の 準備を整えておく必要がある。とくに、高齢社員 にとっては、60歳代になってから自ら仕事の仕方 や姿勢を変えることは難しいので、労働組合とし ては、企業と協力しながら、それを支援するため の研修体制を中高年期(45歳以降)から整備する 必要がある。さらに、現役正社員(とくに、45歳 以上の社員)には、65歳までの長いスパンの中で、 今後の働き方をどのように捉え、人生設計してい くべきかを、考えもらう必要がある。そのために、 こうしたことを考える機会を現役正社員にどのよ うに提供し、意識改革をどのように進めていくの か、労使は協力していく必要がある。



### 【参考文献】

- ・藤波美帆・大木栄一(2011)「嘱託(再雇用者)社員の人事管理の特質と課題―60歳代前半層を中心にして」『日本労 働研究雑誌』第607号.
- ・藤波美帆・大木栄一(2012)「企業が「60歳代前半層に期待する役割」を「知らせる」仕組み・「能力・意欲」を「知 る」仕組みと70歳雇用の推進一嘱託(再雇用者)社員を中心にして」『日本労働研究雑誌』第619号.

労働組合のための調査情報誌

4月号 セクシュアルハラスメント

# 月刊 『労 働 調 査』

年間購読料12,000円(送料、消費稅込み)

	最近号の	特集一覧				
	2012年4月号	若年非正規雇用における	2013年5月号	2011~2012年労調協共同調査		
		問題点とその対応		今"つながり"に求められていること		
	5 月号	高齢者雇用の現状と課題		~関係性の現状と課題~「人と人のつ		
	6月号	定昇の現在-賃金カーブのあり方-		ながりに関するアンケート」総括報告		
	7月号	ヨーロッパにおける労働事情	6月号	介護労働者を取り巻く問題状況と		
	8月号	労働組合における女性参画		今後の課題		
	9月号	2011~2012年労調協共同調査	7月号	メンタルヘルス対策の今		
		「人と人のつながりに関する	8月号	「雇用制度改革」を考える		
		アンケート」調査結果の概要	9月号	一時金についての考え方		
	10月号	病院等医療現場における		-現状と課題-		
		労働問題と労働組合の取り組み課題	10月号	保育現場の現状と課題		
	11月・12月号	I. 公契約条例をめぐる現状と課題	11月・12月号	I. ダイバーシティ再考		
		Ⅱ. 労調協の仕事、この1年		Ⅱ. 労調協の仕事、この1年		
	2013年1月号	労働組合・組織化の課題	2014年1月号	派遣労働の将来を考える		
	2月号	勤労者の生活の現状と今後の課題	2 月号	2014春闘の課題		
	3月号	アジアにおける最近の労働事情	3月号	障害者雇用の課題		
1						